

町税の滞納処分を強化しています

町税は、私たちが安心して健康的に生活するために重要な役割を担っています。福祉や保険などの社会保障をはじめ、ごみ処理、教育、道路整備などのさまざまな分野に利用される大切な財源です。町税を滞納することは、納期限までに納税している町民との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。

このことから町では、納税相談もなく町税を滞納している方への「滞納処分(財産差押)」を強化しています。

滞納処分までの流れ

① 納税通知書発送

納税義務者に対して、納税通知書を発送します。

② 督促

納期限を過ぎた方に督促状を発送し、納付を促します。また、納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

③ 催告

督促状を送付しても、納付のない方には、文書などで納税の催告を行います。

④ 財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。

⑤ 滞納処分(財産差押)

督促状の発送日から10日を経過した日までに、滞納している町税を完納していない場合、その納税者の財産を差し押さえます。

⑥ 換価処分(債権取立・不動産公売)

債権は原則として、即時に取り立てます。不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。

放置せず、早めに納税相談を！

やむを得ない事情により納期限までに納付できない場合は、早めに税務課までご相談ください。事前に納税相談をしていただくことで、より柔軟に対応することができます。

また、納付書を紛失された方は税務課までご連絡ください。

滞納処分とは

町税を滞納している人の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、町が財産を差し押さえ、換価(公売)し、滞納になっている税金にあてて完納させる一連の手続きをいいます。町税を滞納している場合、町は裁判所に訴えることなく、財産の差し押さえができます。

納税は国民の義務です。税の支払能力があるにも関わらず、ローンの返済などを優先し、納税しない人などは滞納処分の対象となります。

納期限内の納付にご協力ください

町税は、納期限までに自主的に納めるものです。納期限を過ぎた場合、督促状の発送などに多額の経費がかかり、その経費も町税で負担することになります。ぜひ、納期限内の納付にご協力ください。

延滞金について

延滞金は、納期限内に納付している大多数の人との公平性から課されるものです。納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じて計算され徴収します。

滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権…預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料

不動産…土地、建物

無体財産権…出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産…絵画、自動車など

滞納処分の実績

(単位：件)

区分	平成21～令和2年度	令和3年度	合計
預貯金	625	36	661
給与等	31	2	33
生命保険等	314	7	321
不動産	70	0	70
国税還付金	70	12	82
組合出資金	37	4	41
その他債権	24	5	29
合計	1,171	66	1,237

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線125・126・127)